

# 箱根木地細工の創始とその背景について —〈I〉—

鈴木 照 男

## I

小田原市及び箱根町方面で製造され、一般に箱根細工（箱根物産）と呼称されている木工製品には、挽物（轆轤）技術を中心とした豆茶器・組子・玩具など、指物技術を主体としたものには、木象嵌・寄木細工・小指物・トリック箱・組木などがある。又漆工技術の面でも優秀な轆轤技術を駆使し、精巧に磨きあげた木地上に、木目を生かした摺漆手法が特技とされ、樺材を使用し盆・茶托・茶櫃などの生産がさかんである。更に最近では、サラダボール・キャビネット・室内装飾品などの製産額も上昇している。以上の如く箱根物産の種類は極めて多岐に亘っている。

これ等木地工芸品の大部分は、旧東海道の宿場町と共に発展し、明治以降は箱根全山はもとより、熱海・湯河原等の観光地とも密着し、時代の変化に対応しながらも、旧来の伝統を守りぬいてきた神奈川県を代表する伝統工芸品であり、最近では国内全域は勿論のこと海外まで販路を拡大し好評を博している。

現在箱根物産連合会傘下に14組合<sup>1)</sup>、企業総数 308、従業員総数 1,936 を数え、総生産額も 982,089 万円（昭和51年度）に達し、特色ある地場産業としても発展の基礎を固めつゝある。

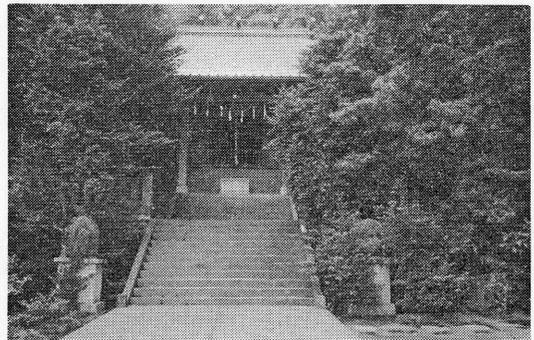
## II

箱根物産中でも、特に挽物細工は、轆轤を用い挽削するもので、古い伝統を有している。これら箱根木地師に関する文古書資料としては、新編相模風土記稿巻27に、弘治2年の後北条氏印判状2通<sup>2)3)</sup>、及び鎌倉東慶寺大工棟梁金子氏文書<sup>4)</sup>が知られている。その他小田原市早川所在の紀伊神社に関する「木宮大権現由来記<sup>5)</sup>」をあげることができる。これは木地祖神、小野宮惟喬親王に関するもので、一般に「親王縁起」と称するものだが、木地師根元地である滋賀県神崎郡永源寺町の蛭谷・君が畑を中心に伝承されてきた一般に知られている「親王縁起」とは極めて異型のものである、この点については後述する。

これらの伝承は所謂「貴種流離譚」とでも云うべきもので、「三代実録」「元亨訳書」「江談抄」「伊勢物語」「土佐日記」「今昔物語集」「大鏡」「平家物語」等の中でも説話化されている<sup>6)</sup>。この点から「親王縁起」については、当然のことながら、史実とデフォルメされた部分とを分離して考えねばならないのは当然のことだが、近世は於ける木地師の生活の中には、これらデフォルメされたものも真実として信じなければ生活出来なかった点のあることも考慮しなければならない。

西相模から東伊豆にかけては「木ノ宮」「来ノ宮」「貴ノ宮」など「キノミヤ」系神社及び「紀伊神社」の分布頻度の極めて高い地域である<sup>7)</sup>。西伊豆でも妻良、松崎、土肥に同系統の神社が分布している。

「キノミヤ」系神の由来については、新に他所から到来した今来の神社を祀る神社とも考えられる。これら同系統の神社によく見られる老樟木の存在は、それ等の神の漂着時の目標である「招代」が神木化<sup>おごしろ</sup>され、更に樹霊信仰と給合し「キノミヤ」の社号を生んだものと思われる。祭神も五十猛神、句句迺馳命（木霊）となっていてところが多い<sup>8)</sup>。



早川紀伊神社

以上の如く、相模湾岸から伊豆半島にかけて、多く分布する「キノミヤ」系神社の由来については、不明の点が多いが、紀伊神社の存在から、紀州木地師との関連も考えられる。特に紀伊神社の祭神、五十猛命は、日本書

紀によると、建速須佐之男命の第一皇子で、紀伊国に坐すと記され、父神と共に朝鮮半島に渡られ、造船用材としての杉・松をはじめ多数の樹種を持ち帰り、紀伊国に住され、父神の命により全国に植林された神で、紀族の

祖神とされている。

更に中世末期に此の地方の辛領であった北条早雲は、伊勢国人で、伊勢新九郎を名乗っており、紀伊・伊勢の木地師とも深い誼の上に立った関係のあったことも想像



国土地理院承認 (昭.52) 総復第1224号

される。

したがって黒潮系暖地に多い樟を求め木地師集団が移動するようになり、彼等は紀伊神社が元来「木ノ神」を祀る神社であることから、氏神として信奉するとともに、轆轤の始祖である小野宮惟喬親王を合祀し、尊崇したのであろう。小田原市早川には「木地挽」地名も現存し、これは中世末期に定着したこれ等木地師集団の居住地とも考えられる。

伊勢の木地師は杓子作りや、棒物、更に椀・鉢・盆などは比較的大型製品を好んで挽いていたが、早川紀伊神社室として残存している2箇の楠材木地椀はどちらも大型で、その一つ飯椀と思われるものは高さ12cm、本体口径19.5cm。汁椀と思われるものは高さ9.5cm、本体口径17.5cmの素地白木椀で、形は鎌倉時代に流行した腰高椀(呉器・盒器)で製作年代は室町末期から、江戸初期のものだと推定され、小田市の重要文化財に指定されている。



早川紀伊神社に伝わる素地白木椀

これは伊勢木地師の東漸を伝える一資料であるかもしれない。尚新編相模風土記稿箱根宿の項に杓子町存在の記録がある。此の地は現在の箱根町箱根の芦川付近と考えられていて、東海道箱根駅成立以前から、箱根権現の門前町として存在したことが記されている。杓子木地定着過程の一形態として寺社に付随して、その門前に集落を形成したとみられる。又轆轤木地師と杓子木地師の用材利用法には相異があり、用材の型取も前者は丸木の横断、後者は縦割とする。これは現在の箱根細工でも、指物・寄木などは杓子木地の用材利用形態と一脈通ずるものがある。

伊勢木地師と早川木地挽、及び旧芦川の杓子木地師との関係には、種々の疑問点も多く、今後の調査にまたねばならないが、箱根の木地細工は、この紀伊神社を祖神とした早川木地師との関連を無視出来ない。

### Ⅲ

箱根山中に於ける木地挽関連古文書としては、前述した中世末の畑宿に与えられた印判状二通と、元亀元年北条氏が湯本村に於て、御番細工をなすべき旨の下知状(金子家文書)が知られている程度で、それ以降近世末期まで確たる木地師に関する文書は発見されず、近世末期まで箱根山中に於ける木地師の動態について知ることは極めて困難である。

近世末に到って街道交通の盛況化と、箱根七湯之の湯治客の増加などから、この地に関する各種の紀行文、地誌、其の他諸記録も多く見られるようになり、その中には箱根細工に関するものもいくつか知られている。(表1)

以上の点から箱根細工は湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・箱根宿・塔ノ沢・大平台・底倉など、旧東海道及び箱根七湯の湯治場を中心に生産されている状況の一部が確認される。

これに関連した箱根木地師の系統について、杉本寿氏は「木地師制度の研究」第二巻の中で「海路入国したものであるから、紀州・伊勢の轆轤師が影響するようと思われる。また製品のうえから観察しても近江一美濃一三河一駿河コース北上のルートの産物とは著しく異なるものがある。製品のうえからも、初期第一波の人々が入国定着したものと観られ、いわゆる「箱根細工」または「湯本細工」の商品名のものに停滞もしくは停滞してしまつたように思われる、なかんずく、杓子、玩具が主流をなし、盆は菓子盆や茶盆、香合といった類が多く、中世において大和、吉野地方で生産したものである。」と述べられている。

これについては前記した紀伊神社の木地椀の例もあり、大いに研究の余地がある。

次に箱根山中の氏子符についてみることにする。近江蛭谷(筒井公文所)では寛政11年と文政13年にこれを実施し、その寄進帳には両回とも「筒井正八幡宮 御社鳥居、長床、御本地堂破損修理のための寄進所希」となっている<sup>10)</sup>。

この寛政11年度の場合は箱根山中では、塔ノ沢17名、底倉26名の氏子符が実施されている。又文政13年の場合も湯本茶屋挽物師17名(内、畑宿1名)、須雲川挽物師10名、湯本村挽物師9名、塔ノ沢挽物師3名、大平台村挽物師9名、底倉村挽物師3名、宮城野村挽物師2名が氏子符に依っている<sup>10)</sup>。大平台には天保8年の「当村人別書上御帳」が残っており、これによると、総人数122人中木地師32人(49%) (男21, 女11, ただし年寄、子供

年号	村名	製品	書名
明和4年(1767)	畑宿	木地細工多くあり	長久保赤水 長崎行役日記
寛正3年(1791)	湯本	東海道伊豆屋で雛の芥子人形、挽物細工	東海道名所図会
寛正9年(1797)	湯本 湯本茶屋	色を塗った挽物細工 雛の芥子人形	秋島籬島 東海道名所図会
享和元年(1801)	湯本	轆轤もて挽物せし器、細小なる玩弄物	太田南畝 改元紀行
享和2年(1802)	湯本	名物の挽物細工	十辺舎一九 東海道中膝栗毛
文化8年(1811)	湯川 台ノ茶屋	挽物 方寸の中へあまた入る芥子人形	七湯技折
文政7年(1824)	湯畑 本宿	挽物細工	小笠原長保 甲申旅日記
文政9年(1826)	湯畑 本宿	家具、贄沢品、象嵌や編物、漆塗物、生の樹皮、貝殻を使ったもの	シーボルト 江戸参府紀行
文政13年(1830)	宮城野	神代杉の小箱、箆	東雲草
天保6年(1835)	湯畑 本宿	細工物いろいろ 挽物細工	東海道中記
天保11年(1840)	湯本 湯本茶屋 須雲川 畑宿 大平 塔之沢	罌樹、ぜん、盆 茶せん 香合、烟合、円盆 盆 児童の玩具 挽物、塗物	新編相模風土記稿
天保15年(1844)	塔之沢	六角の煙草入、十二たまご、仕掛のある小箱	滝亭鯉丈 温泉土産箱根草
天保年中(1830~)	湯本	挽物、うぐいす箱	東海道名所図会
嘉永年中(1848~)	箱根	広重浮世絵「箱根屋外茶番屋膝栗毛」の箱根関所の図にさや形、きっこう文の寄木細工を画く	安藤広重 屋外茶番膝栗毛
安政2年(1855)	畑湯 宿本	青貝の塗物、鏡台	川路聖謨 下田日記
文久3年(1863)	湯本	挽物細工	歌川貞秀 箱根三枚橋勝景

表1 近世末期の紀行文、地誌などに記されている箱根細工<sup>9)</sup>

へ除く)が集計されている<sup>11)</sup>。この点からも大平台の木地師全員が氏子狩に応じたものではないと断定出来る。底倉村の明治10年戸籍簿では<sup>8)</sup>、全戸数78戸うち指物5、挽物26、塗師4、湯泉宿13となっていて木地関係者が35戸と全体の45%に近く、湯治場に雑存する木地師の特異性がよくあらわれている。寛政期から明治初期にかけての底倉では特別な人口増減の因子は考えられないので、底倉の場合も木地師全員が氏子狩に応じたとは云えないわけである。これは他の氏子狩を受けた村々にも該当するわけで、いずれの木地師達も申し合せた如く「うじこかり」分しか奉納せず、他地方の如く「なおしど」「烏帽子着」「くわんと」など式銭を納めた例は一件もなく、極めて形式的な儀礼をつくしたのみである。この点は文政13年の場合もほとんど同じである点にも箱根木地師の特異性の一端をのぞかせている。尚明治初年君が畑(高松御所)が滋賀県庁に提出したと推定される「木地師ノ義ニツキ答申書」の筆写一簿冊が金竜寺に現存している<sup>12)</sup>。弘化3年4月相州箱根底倉村挽物職人として

松屋ほか7名の名がみえている。このうち三郎兵衛、嘉兵衛、新六の3名は文政13年の蛭谷(筒井公文所)の氏子狩帳にも記されているので同一人物と思われる。したがって底倉村のみが東・西両木地根元の氏子狩を受けたことになる。君が畑も全国規模で氏子狩を実施してきているので、相州箱根木地師についても、その存在は伝え聞かされているはずだが、全簿冊を道じこの一件しか記されていない。

これらは前述した早川の紀伊神社に伝わる惟喬親王に関する「親王縁起」をみてもわかるように、他地方に伝わるものとは全く別の口碑が伝承されている点から箱根木地師集団は場合によっては近江根元地の支配に属さない独自の木地師の系統であるかもしれない。又来ノ宮信仰の有力資料として「走湯山縁起」などもあり朝鮮からの渡来人の伝承との関連も考えねばならないのではなからうか。

以上述べてきた箱根木地師は、早川下流の平坦地から、同じ早川庄の湯本方面、須雲川・畑宿・箱根宿、又

は塔ノ沢・大平台・底倉方面に用材を求め移住し、集落形成過程の一つの核的存在となつたと思われる。

注

- 1) 1. 箱根物産協同組合(42) 2. 箱根物産製造問屋組合(31)
3. 小田原木製品協同組合(12) 4. 小田原漆器協同組合(9)
5. 小田原木工芸組合(66) 6. 箱根物産指物協同組合(31)
7. 小田原玩具事業協同組合(21) 8. 小田原玩具挽物工業協同組合(8)
9. 小田原キャビネット組合(9) 10. 箱根物産象嵌シン振興会(17)
11. 箱根物産製材組合(13) 12. 箱根物産技術振興会(13) 13. 箱根物産湯本指物組合(22)
14. 箱根物産寄木工芸協同組合(13) ( )内は組合員数

2) 村民仁兵衛所蔵文書日、畑之宿人連々退転いたし候間、御尋候処、早雲寺殿諸役御免許候得共、近年左様の儀も不入候間、退転いたす由申に付て、三ヶ条之以一書諸役御免許、こき御分國中於何方も商売可仕候間、被仰出候云々、弘治二年、丙辰三月十九日 畑宿源左衛門、九郎左衛門、孫右衛門、石巻花押

3) 又日、於在々所々、地頭代官こき商売役取事、鱈買錢之事、当宿中諸役之事、右三ヶ条改て令免許候、并山中半田於役所、横合之儀不可有之候、自今以後兎角之儀申掛有之者、以目安可申上云々、弘治二丙辰三月十九日、宛名前に同じく虎の朱印あり。

4) 鎌倉東慶寺大工棟梁金子氏文書日、番匠衆被召寄事、国府八郎左衛門・同所太郎左衛門・花水善次郎。同所木工助・同所惣右衛門・鎌倉源二郎・金沢小三郎。以上七人。右番匠衆十二日湯本へ居着。当年御番細工可致之。縦煩候共罷越可申断者也。仍如件。庚申卯月九日、南条山城。興津筑後、大工太郎左衛門 虎朱印

5) 相模国足柄下郡早川庄早川里鎮座木宮大権現由来記 御木地 日本猛地蔵大菩薩 津彦命

抑惟当社木宮大権現登申奉流ハ人王五十五代文徳天皇ノ皇子惟高皇子ヲ鎮座し奉る。其来由ハ天皇御在位八年ニテ皇子姫宮数多在けるハ中ニモ第一ニ惟高親王ト申奉る。更衣器(紀)御腹な里。末の皇子惟仁親王者皇后の御腹にていまし、当歳ニ渡らせ給ふ。然るに惟高親王ハ潤月日蝕の御出生な連ハ召仰の義叶せ須、已後公郷雲客御評定阿里に惟仁親王御讓位に定りけれハ、惟高親王逆鱗ましまし亭、御謀反召し立て給ひ、御兩統の御争と成、惟高親王干時十九歳御軍に利なくして打負玉ひ捕登成らせ給ふ。天安二戊寅年也。依之惟仁親王九歳にて太子ニ立せ給ひ、是を人王五十六代清和天皇登申奉流、其後惟高親王を伊豆ノ国ニ流し奉るべしと定りて天安二年の春都を出給ひ、配所に趣(赴)給ふ。翌貞観二年六月下旬御息所・若君・姫宮及び官女等を伴給ひ、小倉次官兼久・加藤中務承光俊・弟加藤兵衛尉光吉供養し、都を出て伊豆国に至らせ給ひ、いろいろ尋給ひ、河津の郷に止り給ひて尋へとも惟高皇子ノ御行衛(方)知る人更ニなし。嘆々山また山を越給ひ相模の国に趣(赴)給ふ道ニテ七歳ニ成給ふ若君崩御し給ふ。此所ニ納奉する。是岩ヶ崎の児大権現と申奉るこれな里。爰ニ惟高親王者流上風波荒しホ亭思わ須も相模国唐土ヶ浦に着給ひ、暫爰ニ止里漸陸路ニ上らせ給ひ、伊豆の国ニ趣(赴)給ふ。道より里脚脚にて早川浦迄着せ玉ひ、其後ハ早川ニ止り給ひ程なく崩御なれハ里人歎きか那しミ御住居の跡に取納め貴き

宮と称し奉流 其所ハ早川の里浦の苦屋漸七軒屋とて有爰に御息所・姫宮、加藤・小倉御供し尋尋成らせ玉ひ、惟高親王崩御の由を聞給ひ御歎の阿里、此所ニ止里給ひて御在位のことく津かへ給ふ。官女達加藤・小倉など仕業なけれハ木地を挽て養育し奉る。其子孫早川ニ残里て木地挽登名を呼里、是迄都の外木地挽事なか里しが其後各書(所)に木地を挽事を習ふ。小倉兼久と加藤光俊ハ爰ニ止里弟加藤光吉ハ都ニ帰里斯登奏聞しけれハ、清和帝勅聞阿里て勅使鳥丸大納言光泰公早川ニ下向阿里に親王を奉して木地大権現と勸請阿里。早川庄を寄進給ひ、加藤・小倉代々支配す。是越早川党と号する。……中略……

爰ニ源二位頼朝公木宮大権現ニ二百余町を寄附志給ふ。然ニ相模入道高時の代聊遺恨阿里て神領没収し、其後ハ十分ヶ一を残せ里、惟高親王海上風波の難を思し召し、未代渡海ノ輩、風波の難を守るべしとの神誓、是のミニ限らすもろもろの難病誠ニ瘡瘡の難を救へしと誓給ふ。其靈験甚阿里たかな里、可伝被仰ものな里。木宮権現之宮居相、豆二所々有之。中ニ茂伊豆国ニハ河津村御領十七ヶ村氏神別当木宮山地蔵院といふ。其外高麗寺、伊豆山、網代村、相模国には岩村、真鶴村、愛甲村、平塚村、田中村(伊豆)、河津村(伊豆)、早川村所々勸請阿里といへとも、早川村木宮権現ハ御尊躰を納奉里、其むかし、誠ニ勅使御下向阿里て、御宝神延長の靈土な連ド相模入道没収の後ハ小社となりて十分一を残せ里。……中略……

此縁起破滅せん事をケ那しミ禿毫を恥すして記もの也

永正十七年庚辰年三月廿三日

加藤氏 景晴 花押

小倉氏 兼高 花押

按うに此記中、他の書に未だ見あたらぬ事も、まゝありて信しかたければ、古来の記なりと里人の伝ふるまゝ、此に挙げぬ

紀伊大権現 宮司

(現在紀伊神社には「木宮大権現由来記」の写本も存在してないので明治18年刊行の皇国地誌及び杉本寿 木地師制度の研究第二巻を参考とした)

6) 徳永真一郎・藤井真奈 わがふるさと近江 I

- |           |       |
|-----------|-------|
| 7) 小田原市早川 | 紀伊神社  |
| 真鶴町岩      | 貴ノ宮神社 |
| 熱海市来ノ宮    | 来ノ宮神社 |
| 伊東市       | 来ノ宮神社 |
| 田方郡中大見村   | 木ノ宮神社 |
| 賀茂郡河津町    | 来ノ宮神社 |
| 〃         | 来ノ宮神社 |

8) 杉本寿 木地師制度の研究第二巻

9) 岡崎正則・岩崎正純・田代道弥諸氏の資料に一部加筆

10) 杉本 寿 木地師支配制度の研究

11) 田代道弥 箱根木地師資料(神奈川史談15号)

12) 橋本鉄男 木地屋の移住史 I